

自動車税過誤納金還付請求権譲渡通知書

平成 年 月 日

滋賀県自動車税事務所長 様

譲渡人（納税義務者）

住所・所在地 \_\_\_\_\_

氏名・名称 ( 印 ) \_\_\_\_\_

下記自動車税過誤納金の還付請求権については、平成 年 月 日次の者に譲渡しましたので通知します。

譲受人 フリガナ

住所・所在地 〒 \_\_\_\_\_

フリガナ

氏名・名称 ( 印 ) \_\_\_\_\_

記

還付年度	平成 年度分
自動車登録番号	滋(賀) - -
該当する過誤納金の発生事由に「○」をして下さい	1 二重納付 2 廃車
同上事由発生日	平成 年 月 日

本書は、当該者間の契約に基づいて還付請求権を譲渡された場合の自動車税事務所長あて通知として下さい。

( 注意事項 )

- 納税義務者は、当該年度4月1日現在の名義人をいいます。  
(4月1日以降に名義変更等により自動車等を取得された方は、当該年度の納税義務者ではありません。)
- 譲渡人が法人の場合、代表者名も必ず記載のうえ登記印(実印)を押印して下さい。
- 還付請求権を譲渡された場合は、次の期間内に当所へ提出して下さい。
  - 二重納付・・・発生後 1週間以内
  - 廃車・・・発生後 2週間以内
- 譲渡人(納税義務者)の住所(所在地)が車検証の住所等と異なる場合は、住民票の写し(法人登記簿)または抹消登録証明書の写し等を添付して下さい。  
また、必要に応じて他の書類の提出を求める場合があります。
- この通知書を提出された場合でも、納税義務者に未納の徴収金があるときは、地方税法第17条の2第1項の規定により当該未納の徴収金に充当されるため、譲受人に還付されない事があります。  
また、有効に譲渡がなされた時に譲受人の未納徴収金がある場合はその未納に充当される事があります。

自動車税事務所処理欄

還付先 コード	住所 コード			入力
	郵便番号	-	確認	

受 付 印